



2026 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 日揮ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 CEO 佐藤 雅之
(コード番号 1963 東証プライム)
問合せ先 ファイナンス・IR オフィス IR ユニット
統括マネージャー 山上 晃弘
(TEL 045-682-8026)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日（本年 7 月 13 日）開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026 年 8 月 6 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 76,941 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,336 円
(4) 処分総額	172,081,046 円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（※） 3 名 6,680 株 ※社外取締役を除く。 当社の取締役を兼務しない執行役員 12 名 15,255 株 当社子会社の取締役 15 名 14,597 株 当社子会社の取締役を兼務しない執行役員 32 名 32,508 株 当社子会社の取締役を兼務しない執行役員(退任者) 2 名 7,901 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019 年 5 月 14 日の当社取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）及び取締役を兼務しない執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員（以下「対象取締役等」と総称します。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有するとともに、株価上昇及び当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブを従来以上に高めることを目的として、対象取締役等に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、また、2019 年 6 月 27 日開催の当社第 123 回定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 2,500 万円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は 19,800 株を上限とすること、及び譲渡制限付株

式の譲渡制限期間を3年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、当社第123回定時株主総会における対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬の承認決議を受け、当社の取締役会においては当社執行役員、当社の主要な子会社（以下、「当社子会社」という。）（※1）の各定時株主総会においては当社子会社の取締役、当社の子会社の各取締役会においては当社子会社の執行役員に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬を導入することを決定しております。

本日、当社取締役会により、対象取締役については、2026年6月26日開催の当社第130回定時株主総会から2027年6月開催予定の当社第131回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、当社の執行役員については、当社第131期事業年度（2026年4月1日から2027年3月31日）に係る譲渡制限付株式報酬として、当社子会社の取締役については、本年6月開催の当社子会社の各定時株主総会から翌年6月開催予定の当社子会社の各定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、当社子会社の執行役員（※2）については、当社子会社の各事業年度（2026年4月1日から2027年3月31日）に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役3名、当社の執行役員12名及び当社子会社の取締役15名、執行役員32名、当社子会社の取締役を兼務しない執行役員（退任者）2名（以下、「割当対象者」という。）に対して支給された金銭報酬債権合計172,081,046円を、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式76,941株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社グループにおける各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、割当対象者が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有するとともに、株価上昇及び当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブを従来以上に高めるという本制度の導入目的を可能な限り長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は30年間としております。

（※1）日揮グローバル株式会社、日揮株式会社、日揮コーポレートソリューションズ株式会社、日揮触媒化成株式会社、日本ファインセラミックス株式会社、日本エヌ・ユー・エス株式会社

（※2）日揮触媒化成株式会社の執行役員については、任期である2026年6月開催の同社定時株主総会から2027年6月開催予定の同社定時株主総会に係る譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を割り当てる。以下、3. 割当契約の概要においても、当社子会社の執行役員の報酬対象期間（各事業年度）を上記期間とする。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2026年8月6日～2056年8月5日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株

主総会の開催日の前日（割当対象者が当社の執行役員の場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日の前日、割当対象者が当社子会社の取締役の場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社子会社の定時株主総会の開催日の前日、割当対象者が当社子会社の執行役員の場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社子会社の事業年度末日の前日）までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日（割当対象者が当社の執行役員の場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日、割当対象者が当社子会社の取締役の場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社子会社の定時株主総会の開催日、割当対象者が当社子会社の執行役員の場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社子会社の事業年度末日）まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、**2026年7月**（割当対象者が当社の執行役員の場合には、**2026年4月**、割当対象者が当社子会社の取締役の場合には、**2026年7月**、割当対象者が当社子会社の執行役員の場合には、**2026年4月**）から割当対象者が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、**SMBC 日興証券株式会社**に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、**2026年7月**（割当対象者が当社の執行役員の場合には、**2026年4月**、割当対象者が当社子会社の取締役の場合には、**2026年7月**、割当対象者が当社子会社の執行役員の場合には、**2026**

年 4 月) から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数(ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。)に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2026 年 7 月 10 日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,336 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上